

たはホームページ (<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kenkou/polio-nittei.html>)

とき	ところ
4月23日(水)	東陵地区市民館 (牛川町字乗小路)
4月24日(木)	高豊地区市民館 (伊古町字多岸田)
4月25日(金)	高師台地区市民館 (西幸町字浜池)
5月1日(木)	女性会館(神野ふ頭町ライ フポートとよはし内)
5月2日(金)	北部地区市民館 (大村町字仲川原)
5月8日(木)	東部地区市民館飯村分館 (飯村南四丁目)
5月9日(金)	本郷地区市民館 (浜道町字桜)
5月13日(火)	石巻地区市民館 (石巻本町字市場)
5月14日(水)	女性会館
5月15日(木)	総合体育館 (神野新田町字メノ割)
5月16日(金)	東陵地区市民館
5月20日(火)	五並地区市民館 (細谷町字上大附)
5月21日(水)	東部地区市民館飯村分館
5月22日(木)	南部地区市民館(北山町)
5月23日(金)	総合体育館
5月27日(火)	青陵地区市民館 (南牛川二丁目)
5月28日(水)	女性会館
5月29日(木)	二川地区市民館 (大岩町字東郷内)
5月30日(金)	東部地区市民館飯村分館

※接種日の午前11時の時点で、東三河南部地域に暴風警報が発令されている場合は、予防接種を中止します
※市民館の駐車場には限りがあります

支援



精神障害者社会復帰教室 ほのぼの倶楽部

とき: 第1・3・5水曜日、第2・4火曜日
午前10時～正午 **ところ:** 保健所(富本町字国隠)ほか **対象:** こころの病を持つ方 **内容:** 料理、交流会、散歩の会、バス旅行など **参加料:** 無料(バス旅行のみ実費必要) **申込先:** 保健予防課(☎51・3621 ☎37・2219)

■豊橋市国民健康保険人間ドック診査 助成募集内容

ドックの種類	申込番号	受診機関	受診者負担額	募集定員
脳ドック ※②～④は脳検診	①	豊橋市民病院(青竹町字八間西)	10,040円	150人
	②	成田記念病院(白河町)	7,560円	150人
	③	弥生病院(弥生町字東豊和)	6,300円	60人
	④	権田脳神経外科(前田町二丁目)	9,000円	60人
肺がん検診	⑤	豊橋市民病院	8,000円	10人
心臓ドック	⑥	成田記念病院	10,710円	45人

※受診期間は7月(一部8月)～来年3月。
受診者負担額は健診料の変更に伴って変わる場合があります。市民病院の受診日は抽選順に市役所で予約(6月12日～16日受け付け)していただきます。応募の状況などにより定員を調整する場合があります。

■お知らせ

- 本年度より外来人間ドックの助成を廃止し、40歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査を無料で実施します。詳細は本紙7月1日号に掲載する予定です
問合せ: 国保年金課(☎51・2298)
- 後期高齢者医療制度の被保険者には、脳ドック、肺ドック、心臓ドックの助成(1万円)を予定しています。詳細は本紙6月1日号に掲載する予定です
問合せ: 介護医療課(☎51・3132)

▶ 平成20年度ポリオ予防接種を実施します

日程など: 左上表 **対象:** 3か月～7歳6か月未満の子ども(今期対象となる子どもには4月上旬までに通知) **持ち物:** ポリオ予防接種通知書、母子健康手帳
※外国籍の子どもは外国人登録証と自国の接種記録 **問合せ:** 健康課(☎51・2380)

■5月までのポリオ予防接種日程表 時間は午後1時30分～2時30分

6月以降については、5月1日号と同時配布の「保健衛生事業のご案内」、ま

医療



豊橋市国民健康保険 人間ドック診査7割助成

被保険者の健康保持・増進を図るため人間ドック診査の7割助成を行います。

対象: 平成20年4月1日現在、満25歳以上75歳未満の豊橋市国民健康保険の被保険者で、前年度以前の保険税を完納している世帯の方(平成18・19年度に同じ種類のドックの助成を受けた方は除く)のうち、市が受診機関への支払や受診した方への保健に関する案内を行うために、受診機関から診査結果を取得することに同意していただける方 **申し込み:** 5月2日(消印有効)までに、はがきまたは封書で記載要領の事項を国保年金課(〒440-8501住所不要) **抽選結果:** 6月2日頃に郵送 **二次募集など:** 定員に達しなかったドックは7月11日～23日にテレホンガイド

とよはし(☎55・0001サービスコード366)でお知らせし、7月23日に市役所東85会議室(東館8階)で抽選し受け付けます。23日正午以降は国保年金課(西館1階)で来年1月30日まで随時受け付けます **持ち物:** 保険証、認印 **問合せ:** 国保年金課(☎51・2298)

■応募はがき記載要領

申し込みは1人につき1枚のみ。同一世帯で希望する申込番号が全員同じ場合に限り、1枚で全員まとめて申し込みできます。

(はがき裏面。封書の場合ははがきサイズの紙)

- 国民健康保険被保険者証の記号/番号
- 氏名
- 氏名のフリガナ
- 生年月日
- 性別
- 電話番号
- 郵便番号
- 住所
- 申込番号(表中①～⑥)をどれか1つ



けている市内在住の方で6歳～69歳の方(就学前の児童、今年70歳になる方、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所者は除く) **申し込み:** 手帳と印鑑を持参し、障害者は市役所障害福祉課(東館1階身体・知的障害者担当 ☎ 51・2345 精神障害者担当 ☎ 51・2312 ☎ 56・5134)、原爆被爆者は市役所福祉保健課(東館3階 ☎ 51・2355 ☎ 56・2813) ※郵送で受け取ることもできます

引換方法: 希望者は4月下旬に郵送される引換はがきに必要な事項を記入し市内の郵便局で引き換えてください **問合先:** 高齢福祉課 (☎ 51・2330)

と 身体・知的・精神障害者、原爆被爆者に福祉回数乗車券を配布します

配布券: 豊橋鉄道(株)の電車・バスの回数乗車券1,600円分 **対象:** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳の交付を受



高齢者へ福祉回数乗車券とタクシー乗車券の引換はがきを郵送します

券の種類/対象: 福祉回数乗車券(豊橋鉄道株)の電車・バスの回数乗車券1,600円分 / 市内在住で今年70歳以上になる方(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所者は除く)、タクシー乗車券(2,500円分) / 市内在住で今年80歳以上になる方(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所者は除く)



人 平成20年度保育料が決まりました

問合先: 保育課 (☎ 51・2322)

情報ピックアップ

保育園で子どもを保育する経費は、保護者・国・市が負担することになっています。そのうち保護者が負担する保育料は、平成18年分と19年分の所得税額、平成19年度分の市町村民税額により決定されます。保護者の負担をできるだけ軽減するため、市では下記のような保育料の軽減を行っています。

■保育料の軽減

- 同一世帯から保育所のほか、幼稚園などを利用している児童を含め、2人以上入所の場合、2人目が、4歳以上児の場合は表中「4歳以上児の2人目」、3歳児の場合は表中「3歳児の2人目」、3歳未満児の場合は表中「3歳未満児の2人目」の額です。なお、在園児3人目以降の徴収額は0円です
- 満18歳未満の児童が3人以上いる2階層から4階層と認定された世帯(所得税非課税世帯)の児童のうち、3人目以降である児童の徴収額は0円です
- 2階層と認定された世帯のうち、「母子世帯」、「父子世帯」または「在宅障害児(者)のいる世帯」については、この表の規定にかかわらず徴収額を0円とします

■平成20年度 保育料徴収額表

区分		階層区分	徴収額(月額)					
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
4月～6月適用	7月以降適用		1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目
生活保護世帯		1	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
市町村民税非課税世帯		2	7,500	3,750	6,500	3,250	5,500	2,750
市町村民税の均等割の額のみ世帯		3	9,200	4,600	8,200	4,100	6,900	3,450
市町村民税の所得割の額のある世帯		4	10,900	5,450	9,800	4,900	8,200	4,100
所得税課税世帯	33,700円未満	5	15,700	7,850	14,700	7,350	12,300	6,150
	33,700円以上 101,200円未満	6	22,200	11,100	19,500	9,750	16,400	8,200
	101,200円以上 168,700円未満	7	30,300	15,150	21,200	10,600	17,800	8,900
	168,700円以上 236,200円未満	8	39,000	19,500	22,200	11,100	18,700	9,350
	236,200円以上 573,700円未満	9	48,000	24,000	23,300	11,650	19,600	9,800
573,700円以上	10	48,800	24,400	23,300	11,650	19,600	9,800	

- 階層区分認定は、入所児童の同居祖父母を除いた父母のみの税額により行います。ただし、父母が市町村民税を課税されていない場合は、祖父母の税額による場合があります
- 年齢区分は、クラス年齢によるものとします(年度途中による年齢区分の変更は行いません)
- 所得税は、4月分から6月分までは平成18年分、7月分以降は平成19年分を適用します。市町村民税は平成19年度分を適用します(住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等を行う前の税額を使います)